

令和8年4月22日  
学 務 課

令和8年度川場移動教室の実施及び  
移動教室等におけるクマ対策について

1 主旨

区立小学校第5学年の児童を対象に実施している川場移動教室について、世田谷区民健康村なかのビレジの改修工事に伴い、日程を一部変更して実施する。  
また、移動教室等におけるクマ対策基本方針を策定したので、報告する。

2 令和8年度川場移動教室の実施

区民健康村なかのビレジの改修工事による休館（令和8年8月17日～令和9年8月中旬を予定）に伴い、後期（9月以降）はふじやまビレジのみで実施する。

これにより、例年5月上旬から11月上旬まで、2泊3日で実施している移動教室を、令和8年度は実施期間を12月上旬まで延長し、引き続き2泊3日で実施する。

	2026年 令和8年度									2027年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
休館期間												
なかのビレジ												～R9 8月中旬
移動教室												
なかの												
ふじやま												

3 移動教室等におけるクマ対策基本方針

近年、全国的に野生のクマによる被害が増加しており、昨年度は、クマの出没件数及び人身被害がともに過去最多水準となった。区における移動教室等の実施地域周辺においても、クマの出没が報告されている。

こうした状況を踏まえ、移動教室等におけるクマへの対応を危機管理上の重要事項として位置づけ、児童・生徒の安全確保に万全を期するため、移動教室等におけるクマ対策基本方針を別紙のとおり策定する。

※ 本方針は、日光林間学園（小学校第6学年）及び河口湖移動教室（中学校第1学年）と共通の方針として取扱う。

## 移動教室等におけるクマ対策基本方針

### 1 クマとの遭遇を防ぐための行動

#### (1) 実施前

- ① 児童、生徒に、「3 クマに遭遇したときの基本対応」を事前指導する。
- ② 引率教職員がクマ対策物品を各施設等から受け取る(クマ鈴・クマ撃退スプレー等。配備状況は施設等により異なる。)
- ③ クマ鈴はクマの出没如何に関わらず、常に音が出るように携行する。
- ④ クマ鈴に加えて、各学校で音の出るもの(例：体育で使用する電子ホイッスル等)を持参し、適宜音を鳴らしながら行動する(法律上の関係から、日光と河口湖での爆竹の使用は不可)。

#### (2) 実施中

- ① クマ鈴を常に鳴らす。
- ② 大きな声で会話しながら行動する。
- ③ 手を叩きながら歩く。
- ④ クマの痕跡(フン・足跡など)を発見した場合は引き返す。
- ⑤ 見通しの悪い場所や沢沿いでは特に注意する。
- ⑥ クマの活動が活発になる早朝・夕暮れの時間帯を避けて行動する。

### 2 クマ目撃情報等が入った場合の対応方針

クマ目撃情報が入った場合の対応については、別紙2「クマ目撃情報等が入った場合の対応方針」に定める基準を原則とする。

実際の判断にあたっては、現地自治体、施設管理者等の関係機関と十分に情報共有を行い、学務課および各事業の運営委員長(特別支援学級(知的)連合移動教室においては、支援教育課、引率校長および学務課)と協議のうえ、現場の意見を尊重しながら各事業所管部が決定するものとする。

### 3 クマに遭遇したときの基本対応 ※ 必ず児童、生徒に事前指導してください。

クマとの遭遇時には、冷静な対応が求められる。走って逃げると、クマに追われる可能性があるため、絶対に走らないようにすること。

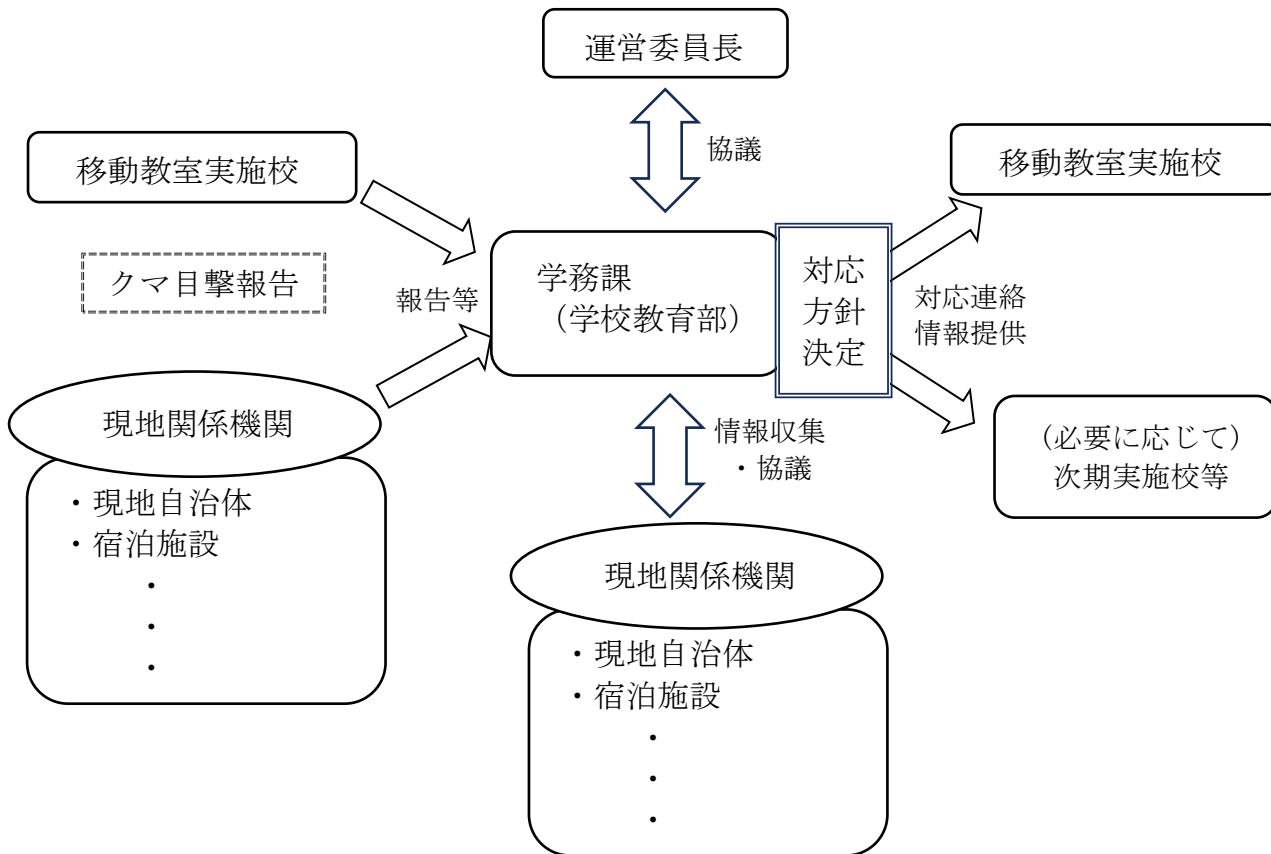
落ち着いてゆっくり後退し、距離を取ることが基本である。

- (1) 「騒がず、静かに後ずさる、背を向けない」の三つのSを守る。
  - (2) 子グマがいたら母グマに襲われる危険があるため、速やかにその場を立ち去る。
  - (3) クマを目撃しても写真を撮る等の刺激を与えることは厳禁。必ず教職員に知らせる。
  - (4) 万が一、クマに襲われた時は体を丸めて両手で首や頭を守る。
- ※ 合理的配慮のひとつとして、必要に応じて個々に応じた事前指導をお願いいたします。

4 クマ目撃情報等があった場合の連絡体制

事業ごとに関係機関との連絡体制を整備し、クマ目撃情報発生時等に確実に情報共有できる体制を整える。

(連絡体制図)



クマ目撃情報が入った場合の対応方針(登山、ハイキング、村めぐり等)

別紙2

レベル	発生状況	対応(川場・日光)	対応(河口湖)
1 平時		「1 クマとの遭遇を防ぐための行動」の徹底	
2 目撃①	各学校が予定している活動範囲の概ね100m以内の距離又は目視可能な距離で目撃情報があった場合	レベル1の対応に加え、引率者を先頭と最後尾等に配置した学校単位での集団行動を徹底(班単位での外での活動プログラムは中止)	レベル1の対応に加え、最後に目撃された日から3日間の実施については、目撃地点を迂回するコースで実施
3-1 目撃②	レベル2の状況かつ児童・生徒の行動時間帯と重なって目撃情報があった場合	レベル2の対応に加え、最後に目撃された日から3日間の実施については、目撃地点を迂回するコースで実施	
3-2 物的被害	各学校が予定している活動範囲周辺で物的被害があった場合	レベル2の対応に加え、物的被害があった地点を迂回するコースで実施(※迂回期間については、現地自治体等と確認のうえで決定)	
4-1 目撃③	レベル3-1の状況で複数回かつ数日連続して目撃情報があった場合	屋外での活動の実施を見合わせ、雨天時行程の実施等、行程の変更を行う。	
4-2 人的被害	各学校が予定している活動範囲周辺で人的被害があった場合		
5 死亡事故	各学校が予定している活動範囲周辺で死亡事故があった場合	可能な限り、早急に帰校する。借上げバスに限らず、輸送手段を検討し、手配する。今後の実施校については、休止し、延期日程を関係機関と調整する。	

※現地自治体において、児童・生徒への行動制限等が行われた場合は、その内容に準じて対応方針を決定する。

※国、現地自治体等から新たなクマに関する情報が寄せられた場合には、その内容を踏まえて対応方針を決定又はこの基準の精査を行う。

(その他留意事項)

- ・体力・体調の問題で集団から遅れる児童、生徒がいた場合は、必ず教職員が付き添い、集団が目視できる距離で行動すること。
- ・児童、生徒がトイレに行く場合は、必ず複数の教職員が引率し、行きも帰りもまとまって行動すること。
- ・宿舍周辺で目撃があった場合、夜間の屋外活動等の実施や夜間の外出は見合わせる。